

# みちしるべ

第123号

人権・同和問題啓発広報  
人権同和政策課  
☎ 22-7506  
同和教育・啓発推進会議

## 根拠のない風評に惑わされずに、

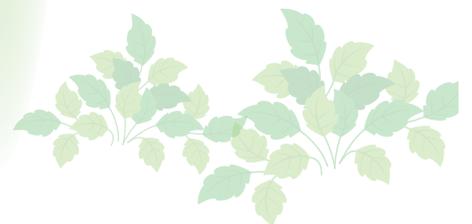
## 「風評被害」をなくしましょう。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。

被災地は復興へ向け動き出していますが、その一方で、仮設住宅等では、さまざまな人権問題が発生するとともに、周辺住民が避難先等で、根拠のない風評に基づく差別的扱いを受けるなど、被災者の人権に配慮を欠く事態が発生しています。

特に、放射能にまつわる「風評被害」が大きな問題となっていて、根拠のない「うわさ」のために、本来は無関係であるはずの人々や団体までもが有形、無形の損害を受ける状況となっています。

今回は、「東日本大震災に起因する人権問題」の中で、「風評被害」について考えてみることにしましょう。



みなさんも、「風評被害」という言葉を、テレビや新聞報道などで耳にされたことがあると思います。この「風評被害」とは、根拠のない「うわさ」のために受ける被害のことです。現在でも、福島第一原子力発電所事故による放射性物質にまつわる「風評被害」が、各地で生じています。しかし、まったく根拠のないものです。確かに放射性物質は目に見えないだけに不安になるのはもっともです

が、「風評被害」は多くの場合、誤解や過剰な警戒が原因となっています。東日本大震災による物理的な被害に加え、「風評被害」は被災地にとって2次災害といってもいいほどの深刻な事態です。

このような「風評被害」をなくすためには、正確な情報をつかみ、一人ひとりが正しい知識を持つことが大切です。私たち自身も根拠のない風評に惑わされないことを、被災地支援と同じように考えることが必要ではないでしょうか。

法務省では、ホームページへ緊急メッセージなどの掲載や、チラシ、ポスターの作成・配布を行うなどして、風評等に基づく、人権侵害事案の予防のための啓発活動を実施するとともに、相談、調査救済活動に取り組んでいます。

(下記参照)

放射線被爆についての  
風評被害に関する  
緊急メッセージ

新聞報道等によりまずと、原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されるといった事案のほか、小学生が避難先の小学校でいじめられるなどの事案があったとされております。

放射能の影響を心配するあまりなのでしようが、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながります。

震災に遭った人が、避難先で差別を受けたら、どんな気持ちになるのでしょうか。

相手の気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでの困難を乗り越えていきましょう。

Q

福島県から避難されてきた方を  
受け入れても大丈夫ですか？

A

福島第一原子力発電所事故による被ばくを心配していらつしやるのだと思いますが、全く問題ありません。「福島第一原子力発電所に近い南相馬市中心部の相双保健所では8,000人以上を検査したが、除染を必要とする基準値を超えた人はいなかった（3月29日、新聞報道）」と報告されています。また、放射線医学総合研究所で福島第一原子力発電所等で作業をされた方1,300名以上の汚染検査を行いました。したが、除染を必要とする基準値を超えた人はいませんでした。また、その方を受け入れたからと言って、受け入れた方に影響はありません。温かく迎えてあげてください。福島県から避難されてきた方という理由で、避難所での受け入れ、医療機関での受診、アパートなどの入居、就職、学校生活等に差別が生じる事の無いよう、冷静なご対応をお願いします。

市でも、平成25年3月に  
改定した「出雲市人権施策  
推進基本方針」で、新たに  
生じた人権課題として、「東  
日本大震災に起因する人権  
問題」を取り上げ、一人ひ

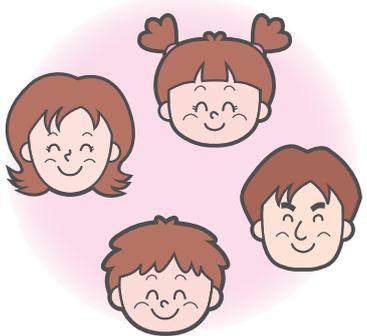
この「風評被害」の問題は、同和地区出身であるというだけで、不当に差別され、社会的な不利益を受けている同和問題にも共通するところがあります。どちらもその根っここの部分は、わたしたちの誤った考え方や思い込み、偏見という「意識」にあるからです。誰もが他者を排除したり、差別することがよくないことは理解しています。その一方で、自分や身近な人に関わるできごとには敏感に反応するけれど、それ以外のことには他人事のように感じたり、また、自分や家族の生活を守るために、あるいは誤解や偏見に気づかずに、他者を排除したり、傷つけたりしがちではないでしょうか。

何事に関しても、正しく理解することは、偏見を見抜く力を身に付け、世間のうわさに惑わされず、差別を許さない人間性を培うことにつながります。自分は

差別をしていないから関係がないと思わず、知らないうちに差別を助長していないか、今一度振り返ってみませんか。

ここで取り上げた「風評被害」のほかにも、被災地では様々な人権問題が発生しています。

人権・同和教育基礎講座では、災害時の女性や子どもに対する暴力の根絶に力を注いでおられるNPO法人ウイメンズネット・こうべ代表理事の正井礼子さんを講師に、女性の視点からの防災、復興に関するテーマで講演いただく予定です。この機会に参加してみませんか。



人権・同和教育基礎講座 第1回

とき 9月7日(土) 9:30~11:30

ところ 市役所 くにびき大ホール

講師 まさいれいこ 正井礼子さん (NPO法人ウイメンズネット・こうべ代表理事)

演題 「災害と女性」～阪神・淡路大震災の経験は活かされたのか？～



おたずね／人権同和政策課  
☎(22)7506